

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則(抜粋)

第5条

平成23年4月1日改正

別表 緑地確保基準

その1 500平方メートル以上の土地を造成する場合

種別	用途地域	緑地設置基準面積
独立低層住宅を目的とした宅地造成	商業地域	宅地又は敷地面積の5パーセント以上
	近隣商業地域	宅地又は敷地面積の10パーセント以上
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	宅地又は敷地面積の12パーセント以上
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	宅地又は敷地面積の17パーセント以上
	市街化調整区域	宅地又は敷地面積の18パーセント以上
中高層住宅を目的とした宅地造成 (造成を伴わない建物の建築を含む。)	商業地域	容積対象延べ床面積 ÷ 80(m ² /戸) × 1.5(m ² /戸)以上
	近隣商業地域	容積対象延べ床面積 ÷ 80(m ² /戸) × 4(m ² /戸)以上
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	容積対象延べ床面積 ÷ 80(m ² /戸) × 7(m ² /戸)以上
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	容積対象延べ床面積 ÷ 80(m ² /戸) × 15(m ² /戸)以上
	市街化調整区域	容積対象延べ床面積 ÷ 80(m ² /戸) × 10(m ² /戸)以上
墓地又はスポーツレクリエーション施設等	全地域	事業敷地面積の20パーセント以上
その他の土地の造成(工場又は事業所の建設を行う場合を除く)	全地域	事業敷地面積の15パーセント以上

その2 500平方メートル以上の土地に工場の建設を行う場合

工場の建設	工業専用地域	工場敷地面積の10パーセント以上
	準工業地域 工業地域	工場敷地面積の15パーセント以上
	上記以外の地域・区域	工場敷地面積の20パーセント以上

船橋ハイテクパーク(工業地域)は、別に定める工場等緑化協定実施基準により20パーセント以上

その3 500平方メートル以上の土地に事業所の建設を行う場合

事業所の建設	商業地域	事業敷地面積の3パーセント以上
	近隣商業地域	事業敷地面積の5パーセント以上
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	事業敷地面積の12パーセント以上
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	事業敷地面積の17パーセント以上
	市街化調整区域	事業敷地面積の21パーセント以上

その4 緑地確保の特例(緑地確保面積の50パーセント未満とする)

用途地域	特例の範囲
市街化区域	1 屋上に植栽可能な場所を設置した場合は、当該面積を緑地設置面積とみなす。 2 高さ1.5メートル以上の壁面等(10メートル以下の部分)を利用して、つる植物等を植栽した場合は、当該壁面等の面積の4分の1を緑地設置面積とみなす。ただし、緑地確保面積の20パーセント未満とする。

その5 樹木の植栽基準

種別	植栽基準(10平方メートル当たり)
その1に掲げる独立低層住宅を目的とした宅地造成をする場合の緑地	高さ1.5メートル以上の中木2本以上 及び 高さ0.3メートル以上の低木(原則として常緑樹)15本以上 極力、生け垣緑化とすること
その1の上記を除く場合の緑地(造成を伴わない建物の建築を含む。)及びその2からその3までの場合の緑地	高さ3.0メートル以上の高木2本以上 又は 高さ1.5メートル以上の中木4本以上 及び 高さ0.3メートル以上の低木(原則として常緑樹)30本以上

備考1 高木、中木及び低木の配分を変更する場合は、高木1本を中木2本又は低木15本と同等数量とみなすことができる。

- 2 景観木を植栽する場合は、景観木1本を高木5本と同等数量とみなす。
- 3 樹木の高さは、植栽時におけるものであること。
- 4 高木及び中木には、支柱を施すこと。
- 5 樹木には、良質客土を用いるものとし、高木にあつては1本当たり0.2立方メートル以上、中木にあつては1本当たり0.06立方メートル以上、低木にあつては1平方メートル当たり0.2立方メートル以上施すこと。

接道部緑化又は生け垣緑化を行う場合

種別	基準	緑地面積への換算
接道部緑化	接道部における接道長の6割以上かつ幅員2メートル以上の緑化(景観木の植栽をするものとする)	1.3倍
生け垣緑化	接道部における接道長の6割以上で幅員0.6メートル以上かつ高さ1.2メートル以上の緑化	1.1倍
接道部緑化及び生け垣緑化併用		1.4倍

景観木を植栽する場合

種別	基準
景観木	高さ4メートル以上で高さ1.5メートルにおける幹周りが0.4メートル以上のもの